



2022年5月20日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社  
(コード番号：9308 東証スタンダード)  
代表者名 代表取締役社長 乾 康之  
問合せ先 執行役員総務・経理担当  
加藤 貴子  
(TEL. 03-5548-8613)

### 監査役解任請求訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社は、2020年8月6日付「訴状受領に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、アルファレオホールディングス合同会社（以下「請求人」といいます。）より、当社、当社監査役加島昭久及び当社監査役山田治彦（以下「当社ら」といいます。）を被告として、加島昭久及び山田治彦を当社監査役から解任することを求める監査役解任請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を東京地方裁判所に提起されておりましたが、本日、東京地方裁判所より「原告（請求人）の請求はいずれも理由がないから棄却する」旨を内容とする判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本件訴訟の経緯

請求人は、2019年11月4日開催の臨時株主総会において、当社が「当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」の廃止の議案を取り上げなかったこと等を理由として、2020年7月17日、加島昭久及び山田治彦を当社監査役から解任すること並びに訴訟費用を当社らの負担とすることを求めて東京地方裁判所に訴訟を提起しておりました。

本日、東京地方裁判所より、下記2. 記載の内容の判決の言渡しを受けました。

##### 2. 判決の内容

- (1) 請求人の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は請求人の負担とする。

##### 3. 本件訴訟の概要

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 提訴日 2020年7月17日
- (3) 訴状送達日 2020年8月6日
- (4) 訴訟の内容 ・加島昭久及び山田治彦をいずれも当社監査役から解任する旨の請求  
・訴訟費用を当社らの負担とする旨の請求

##### 4. 本件訴訟を提起した者

- (1) 名 称 アルファレオホールディングス合同会社
- (2) 所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
- (3) 代表者 代表社員 株式会社マキス 職務執行者 渡邊 章行

5. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 年月日 2022年5月20日

6. 今後の見通し

本件訴訟については、裁判所により公正かつ妥当な判断が示されたと考えております。なお、現時点において、本件訴訟の判決による当社業績への影響はございません。

以上